

令和8年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業に係る 事業計画書等評価基準

本書は、「令和8年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業」の事業者の決定に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。

1. 採点の手続き

提出された事業計画書等について、令和8年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業採点票の各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により採点を行う。

[基準]

非常に有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・10点

(豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等)

有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・7点

(ある、貢献する、備わっている等)

提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・5点

(標準、普通)

劣る提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・3点

(足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等)

特に劣る提案がされている、提案がなされていない・・・・・・・・0点

(ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等)

2. 事業者の決定方法

複数の評価者により採点された各評価者の採点結果(点数)を合計し、原則として最も高い得点を得た事業計画書等を提案した提案者を「令和8年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業」の事業者として決定する。

令和8年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業採点票

提案者番号：

評価項目	評価基準	採点欄
1 事業内容	・ 事業内容が目的と整合しているか	
	・ 事業内容が具体的かつ詳細か	
2 実施方法	・ 事業実施方法や事業実施スケジュールは適切なものとなっているか	
	・ こどもの自殺に関する既存の調査・統計の現状を適切に理解し、それに基づく、調査研究の手法が明確になっているか	
	・ 個人情報等の機密保持について、正しく理解し、その対応策が明確な内容となっているか	
	・ 十分な量のデータを収集するために適切な提案がなされているか	
	・ その他調査研究について独自性のある効果的かつ具体的な提案がされているか（又は、独自性のある効果的な調査研究を実施しないことに妥当な根拠等が述べられているか）	
	・ 倫理的、科学的小および医学的妥当性の確保のために必要な措置を講じているか	
3 組織体制等	・ 業務遂行のための必要な経営基盤及び組織体制（人員等）が整っているか	
	・ 当該事業にかかわらずこどもの自殺に関する調査研究事業の実績を十分に有しているか	
	・ こどもの自殺対策に関する調査研究を行うための識見を十分に有しているか	

合計

/110